第十一条の三の六の三第三項及び第四項中「読み替えて」を削り、同条第五項の表中「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「私学共済制度の加入者」に改め、「健康保険法第三条第二項に規定する」及び「（以下この項において「日雇特例被保険者」という。）」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に、「当該世帯主等」及び「当該者」を「当該国民健康保険の世帯主等」に改める。

第十一条の三の六の四第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者」を「医療保険加入者」に改め、同条第二項中「第十一条の三の六の二、前条」を「前二条」に改める。

第三十四条第一項中「第十一条の三の四及び第十一条の三の五」を「第十一条の三の三から第十一条の三の五まで」に、「第十一条の三の四第一項第一号」を「第十一条の三の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条の三の四及び第十一条の三の五」を「第十一条の三の三から第十一条の三の五まで」に改める。

附則第三十四条の四中「第十一条の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、」を削り、「あつて」を「あつて、」に、「第十一条の三の四第六項」を「第十一条の三の三第六項」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第六条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第一項第一号中「から第二十九条の四まで」を「、第二十九条の三、第二十九条の四」に、「次条第六項」を「第二十九条の三第六項」に改め、同項第二号及び同条第二項中「次条第六項」を「第二十九条の三第六項」に改め、同条第四項第二号中「第四十三条の二第一項第五号」を「第四十一条の二第九項」に、「第二十九条の四の二第一項第五号において」を「次条第一項第五号において」に、「第二十九条の四の二第一項第五号及び第五項」を「第二十九条の四の三第四項を除き、以下この章」に改め、同条第五項中「次条第七項第三号」を「次条並びに第二十九条の三第七項第三号」に改め、同条第七項中「次条第八項」を「第二十九条の三第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二の二　高額療養費は、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日世帯主等合算額」という。）、第七号から第十二号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「元世帯員合算額」という。）又は第十三号から第十八号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「元世帯員合算額」という。）のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、基準日世帯主等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（同号に掲げる額を、基準日世帯主等合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額、基準日世帯員合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第七号に掲げる額を、基準日世帯員合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額及び元世帯員合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第十三号に掲げる額を、元世帯員合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日世帯主等が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者又はこれに相当する者である場合は、この限りでない。

一　計算期間（基準日において当該保険者の国民健康保険の世帯主等（市町村が行う国民健康保険にあつては当該保険者の被保険者の属する世帯の世帯主をいい、国民健康保険組合が行う国民健康保険にあつては当該国民健康保険組合の組合員をいう。以下同じ。）である者（以下この条並びに第二十九条の四の二第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日世帯主等」という。）が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（法第五十五条第一項の規定による保険給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該基準日世帯主等に係る支給額を控除した額とする。）

イ　当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該者がなお負担すべき額

ロ　当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからヘまでに掲げる額を合算した額

二　計算期間（基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等が当該他の保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

三　計算期間（基準日世帯員（基準日において基準日世帯主等と同一の世帯に属する世帯員をいう。以下この条並びに第二十九条の四の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項において同じ。）が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該基準日世帯主等が当該基準日世帯員の世帯員であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四　計算期間（基準日世帯員が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、基準日世帯主等が当該基準日世帯員の世帯員であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等が当該他の保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

五　計算期間（基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が被用者保険保険者等の被用者保険被保険者等（被用者保険被保険者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。以下同じ。）であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等が当該被用者保険保険者等の被用者保険被保険者等（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

六　計算期間（基準日世帯員が被用者保険保険者等（高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日世帯主等が当該基準日世帯員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等が当該被用者保険保険者等の被用者保険被保険者等の被扶養者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

七　計算期間（基準日世帯主等が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、基準日世帯員が当該基準日世帯主等の世帯員であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

八　計算期間（基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、基準日世帯員が当該基準日世帯主等の世帯員であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員が当該他の保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

九　計算期間（基準日世帯員が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額